

おひさ かわら版

No.129
平成29年5月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



5月の予定

日	月	火	水	木	金	土
30	1 社会保険料の 納付期限	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6
7	8	9	10 源泉徴収税 住民税(特)	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31 社会保険料 固定資産税 自動車税	1	2	3

被扶養者資格の再確認《平成29年度の実施》

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

平成29年6月上旬より、事業主へ被扶養者のリストを順次、送付されます。

この再確認は、保険料負担の軽減につながる重要な事務手続きとなりますので、ご協力をお願い致します。

【再確認の対象となる方】

協会管掌健康保険の被扶養者



ただし、次の被扶養者は除かれます。

- ①平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②平成29年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者
- ③任意継続被保険者の被扶養者

※すべての被扶養者が上記①または②に該当する場合、再確認は不要です。(事業主へ被扶養者状況リスト等は送付されません。)

【家族を被扶養者から外すときの一例】

- ・パート勤めだった家族が正社員になった。
- ・家族が学校を卒業して就職した。
- ・家族が失業保険の受給を開始した。
- ・家族が75歳になった。…など

◆ 5月1日

- ・社会保険料の納付期限 (健保・厚生年金) 3月分

◆ 5月10日

- ・源泉所得税、住民税特別徴収税納付 4月分

◆ 5月31日

- ・社会保険料の納付期限 (健保・厚生年金) 4月分
- ・固定資産税 第1期分
- ・自動車税 全期分

～ 雇用保険料率の引き下がり ～

平成29年度の雇用保険料率は、下記のとおり引き下がりました。(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

事業の種類	労働者負担	事業主負担
一般の事業	3/1000	6/1000
農林水産等	4/1000	7/1000
建設の事業	4/1000	8/1000